

個人情報保護規程

社会福祉法人 東北福祉会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東北福祉会（以下「法人」という。）が保有する利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の趣旨のもと、これを適正に取扱い、法人が掲げる「個人情報に関する基本方針」がめざす個人の権利・利益を保護することを目的とするものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 利用者

法人が、介護保険法、老人福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法及びその他関係法令に基づき実施する事業、その他の事業等の利用者本人をいう。

ただし、次項の個人情報には、当該利用者に直接関係する家族等を含める。

2 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別できるものをいう。

また、本人が死亡した後においても、その本人の情報を保存している場合及びその情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に取扱う。

3 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にできる状態においているもの

4 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 保有個人データ

法人が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれのあるもの、または違法もしくは不当な行為を助長し、または誘発するおそれのあるものを除く。

6 本人

個人情報によって識別される特定の個人、または識別され得る個人をいう。

(責務)

第3条 法人は、個人情報が個人の人権尊重の下、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、慎重に取扱いあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努め、その適正な取扱いを図ることとする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、コンピュータ処理がなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、法人において処理されるすべての個人情報、個人データ及び保有個人データ（以下「個人情報等」という。）の取扱いについて定めることとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第5条 法人は、個人情報を取扱うにあたって、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するとともに、それを公表する。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うこととする。

(利用目的による制限)

第6条 法人は、あらかじめ利用者本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わない。

2 法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用者本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取扱わない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

第3章 個人情報の取得の制限等

(適正な取得)

第7条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うこととする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を利用者本人に通知し、または公表する。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、利用者本人との間で契約を締結することに伴って契約書およびその他の書面に記載された当該利用者本人の個人情報を取得する場合、その他利用者本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用者本人に対し、その利

用目的を明示する。

ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りではない。

- 3 法人は、利用目的を変更した場合は変更された利用目的について、利用者本人に通知し、または公表する。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を利用者本人に通知し、または公表することにより、利用者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
 - (2) 利用目的を利用者本人に通知し、または公表することにより法人の権利または当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにより当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人データの適正管理

(適正管理)

- 第9条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つこととする。
- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとする。
 - 3 法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。
 - 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄または削除することとする。
 - 5 法人は、個人情報の取扱いの全部または一部を法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

第5章 個人データの第三者提供

(第三者提供)

- 第10条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

- 2 法人は、次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないこととする。
 - (1) 法人が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その趣旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称についてあらかじめ利用者本人に通知し、または本利用者人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 法人は、個人データの第三者提供について、利用者本人の同意があった場合で、その後利用者本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取消す旨の申出があった場合は、その個人データの取扱いについては、利用者本人の同意のあった範囲に限定して取扱う。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用の停止

(開示等)

第11条 法人は、利用者本人から、当該利用者本人に係る保有個人データについて、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報等を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により利用者本人であることを確認の上、開示をすることとする。

ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 利用者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うこととする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示または不開示の決定の通知は、利用者本人に対し書面により遅滞なく行うこととする。

(訂正、追加、削除、利用停止等)

第12条 法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面または口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知することとする。

2 法人は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うこととする。

第7章 組織及び体制

(個人情報管理者)

第13条 法人は、別紙1のとおり、法人に個人情報統括管理者、法人本部事務局及び法人の施設事業所拠点（以下、「事業所等」という。）に個人情報管理責任者、各部署に個人情報管理者を置く。

2 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、個人情報の保護に関する内部規則の整備、安全

対策及び教育・訓練を推進し、かつ周知徹底することを任務とする。

- 3 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取得、利用、提供または委託処理につき、すべての役員及び職員にこれを理解させ、遵守させなければならない。
- 4 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行う。
- 5 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、個人情報漏えい等の問題が発生した場合において、法人の理事長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ可能な限り事実関係を公表して、所轄庁及び都道府県等の関係各課等に速やかに報告する。

(教育)

第14条 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、法人の業務に従事するすべての役員及び職員に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ個人情報管理の適正で確実な実施を図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努める。

(監査)

- 第15条 個人情報統括管理者及び個人情報管理責任者は、法人における監事に報告し、個人情報の管理の状況について法人監事の監査を受ける。
- 2 法人監事は、法人の監査により個人情報の管理について改善すべき事項があると認めるときは理事長に報告して、関係する役員あるいは職員に対し、改善のための必要な指示を行わなければならない。
 - 3 前項の指示を受けた者は、速やかに改善のための必要な措置を講じ、かつその内容を法人監事に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第16条 法人は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託事業者における個人情報保護のための対応状況等に照らして、委託を行うことの適切性を検討するとともに、委託事業者との間で業務委託における個人情報に関わる契約書を締結した上で提供を行うものとし、かつ委託先に対しては適切な監督を行うこととする。

(相談・苦情の対応)

- 第17条 法人は、個人情報の取扱いに関する相談、苦情の適切かつ迅速な対応に努める。
- 2 法人は、本規定の目的を達成するために、事業所等に個人情報相談窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

(職員の義務)

- 第18条 法人の職員または職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。
- 2 この規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人情報管理責任者または個人情報管理者のいずれかに報告しなければならない。
 - 3 個人情報管理責任者及び個人情報管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく個人情報統括管理者及び理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示しなければならない。

第8章 罰 則

(違反行為)

- 第19条 職員が、この規程及び法人が定めるその他の規程等に反する行為をした場合、法人は当該職員に対して就業規則及びその他関係諸規程等により、必要な措置を講じることとする。
- 2 職員が、個人情報保護法等の関係法令に違反した場合、法人は当該職員に対して前項の措置を講じるとともに、必要な場合は遅滞なく関係当局へ通報することとする。
 - 3 前二項の行為に起因して、法人または役職員もしくは第三者及びこれら複数に損害が生じた場合、法人は当該職員に対して相応の損害賠償を請求することとする。

第9章 雑 則

(委任)

- 第20条 法人は、この規定にかかる義務を適切に履行するため必要な事項について規則を別途定め、これに基づき必要な措置を行うこととする。
- 2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に規定される個人番号に係る特定個人情報保護に関する必要な事項は、別に定めることとする。
 - 3 個人データ及び個人情報データベース等の保護に関する事項は、別に定めることとする。
 - 4 前三項のほか、必要な事項は別に定めることができる。

(附則)

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年12月17日に全面改正し、平成28年 1月 1日から施行する。

(別紙 1)

社会福祉法人東北福祉会 個人情報保護に関する管理体制図

